

# 令和7年度第2回滋賀県特別支援教育支援委員会

期 日 令和8年1月28日(水)

時 間 10:00~12:00

会 場 滋賀県庁新館4階教育委員会室

(オンライン同時開催)

## 1 あいさつ

## 2 議 事

### (1)本県における特別支援教育の施策について

- ・特別支援教育の視点に立った「個別最適な学び」推進事業について
- ・高等学校特別支援教育推進事業について
- ・中学生段階における副籍の試行について

### (2)切れ目ない支援体制の構築について

- ・令和7年度特別支援教育に係る実態調査の結果について

### (3)今後の本県特別支援教育の取組について

- ・「(仮称)滋賀県特別支援教育推進計画」の策定について

## 3 閉会

### <配付資料>

委員名簿

資料1-① 特別支援の視点に立った「個別最適な学び」推進事業について

資料1-② 高等学校特別支援教育推進事業について

資料1-③ 中学生段階における副籍の試行について

資料2 令和7年度特別支援教育に係る実態調査の結果について

資料3 「(仮称)滋賀県特別支援教育推進計画」の策定について

**令和7年度**  
**第2回滋賀県特別支援教育支援委員会**  
**資料**

○委員名簿 .....2

○資料 1-① 特別支援教育の視点に立った「個別最適な学び」推進事業について.....3

○資料 1-② 高等学校特別支援教育推進事業について.....10

○資料 1-③ 中学生段階における副籍の試行について.....20

○資料2 令和7年度特別支援教育に係る実態調査の結果について.....29

○資料3 「(仮称)滋賀県特別支援教育推進計画」の策定について.....37

**令和8年1月28日(水)**

**滋賀県教育委員会事務局特別支援教育課**

令和7年度 第2回滋賀県特別支援教育支援委員会 委員名簿

区 分	氏 名	所 属 等	備 考
医 師	宇 野 正 章	滋賀県医師会:小児科医	
	上ノ山 一 寛	滋賀県医師会:精神科医	欠席
	福 田 正 悟	滋賀県医師会:学校医	オンライン
学識経験 を有する者	白 石 恵理子	滋賀大学名誉教授	
	磯 部 美也子	奈良大学社会学部教授	欠席
	桜 井 弥 生	滋賀県発達障害者支援センター職員 (滋賀県発達障害者支援センター副所長)	
教育機関の 職員	清 水 義 文	特別支援学校教職員:視覚障害 (県立盲学校長)	オンライン
	福 井 亜由美	特別支援学校教職員:病弱 (県立守山養護学校長)	
	澤 靖 子	特別支援学校教職員:知的障害・肢体不自由 (県立三雲養護学校副校長)	
	中 塚 薫	特別支援学校教職員:聴覚障害 (県立聾話学校長)	
	柏 原 淳	特別支援学校教職員:知的障害 (県立北大津高等養護学校長)	
	木 村 政 秀	県特別支援教育研究会会長 (日野町立桜谷小学校長)	オンライン
	池 寄 繁 伸	特別支援学級設置校教職員 (県特別支援学級・通級指導教室設置校長会長 彦根市立河瀬小学校長)	オンライン
	吉 田 順 子	特別支援学級等担当教員 (長浜市立東中学校特別支援学級担当教諭)	
	徳 田 景 子	幼稚園等教職員 (滋賀県国公立幼稚園・こども園長会会長 草津市立山田こども園長)	
	田 中 俊 夫	県立高等学校教職員 (県立信楽高等学校長)	
	吉 原 比呂美	県総合教育センター職員 (特別支援教育係長)	
県の職員	佐 藤 雅 明	県健康医療福祉部障害福祉課長	
	大久保 法 彦	県中央子ども家庭相談センター所長	
	糸 田 憲 治	県大津・高島子ども家庭相談センター所長	

# 特別支援教育の視点に立った 「個別最適な学び」推進事業について

---

# 1. 現状と課題

---

特別な教育的支援が必要な児童生徒の増加

小中学校 14.03%(令和6年度 県特別支援教育に係る実態調査)



- ・県内各学校に在籍する学びにくさのある児童生徒への指導・支援の充実
- ・個別の指導計画の内容充実・活用促進

## 2. 令和7年度事業の概要

---

通常の学級に在籍する発達障害等による学びにくさのある児童生徒に対し、「個別の指導計画」と教科指導をつなぐ指導・支援(個別最適な学び)を推進することで、自分に合った学び方により主体的に学習に取り組む子どもを育成する。

- ①特別支援教育の視点に立った「個別最適な学び」ワークショップの開催
- ②市町が開催する特別支援教育に係る研修会への発達障害支援アドバイザーの派遣

# ①特別支援教育の視点に立った「個別最適な学び」ワークショップの開催

個別の指導計画を中心に置いた教科指導や支援が各校で組織的かつ積極的に実施されるよう、特別支援教育コーディネーターや市町特別支援教育担当者を対象に、ワークショップを開催し、市町、各校への普及を図った。

	第1回	第2回		第3回
テーマ	「発達障害等により学びにくさのある児童生徒の『個別最適な学び』の実現のために～個に応じた支援の実施に向けて～」	「発達障害等により学びにくさのある児童生徒の『個別最適な学び』の実現のために～個に応じた具体的な支援を通して～」		「発達障害等により学びにくさのある児童生徒の『個別最適な学び』の充実、推進に向けて～校内体制で推進するために～」
講師	田中 裕一 氏 (神戸女子大学教授)	A	B	長澤 正樹 氏 (新潟大学名誉教授)
		中尾 繁樹 氏 (関西国際大学教授)	織田 晃嘉 氏 (独立行政法人特別支援教育総合研究所主任研究員)	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講義</li> <li>・個別の指導計画の目標、手だての設定に向けたグループワーク</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講義</li> <li>・学びにくさに応じた具体的な支援方法を探るためのグループワーク</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ICT教材活用体験を交えた講義</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講義</li> <li>・各自が児童生徒に行ってきた支援を校内体制で推進するための方策について意見交流を行うグループワーク</li> </ul>
参加者	33名	43名	48名	37名

# ①特別支援の視点に立った「個別最適な学び」ワークショップの開催



年間3つの連続したテーマの講義と、具体的な場面を想定したグループワークを取り入れることで、実践への道筋を提示しながら、参加者の各校での個に応じた支援の実践につなげられるようにした。

## ②市町が開催する特別支援教育に係る研修会への発達障害支援アドバイザーの派遣

各市町が開催する、特別支援教育に関する研修会や、特別支援教育コーディネーター会等に、発達障害支援アドバイザーを派遣し、令和4年度のモデル地域における実践事例や個別の指導計画を中心に置いた教科指導や支援について、普及を図った。

### ■市町開催研修会への発達障害支援アドバイザーの派遣実績

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
派遣市町	13市町	10市町	9市町
研修参加人数	462名	367名	277名(※)



※令和8年1月15日時点

3年間で18市町に派遣し、個別の指導計画の活用に対する教員の意識を高めることができた。

### 3. 今後の取組について

---

- どの市町の学校でも個別の指導計画が活用され、指導・支援の質が向上し、切れ目ない指導・支援につながるとともに、児童生徒一人ひとりの「個別最適な学び」が実現することをめざす。
- 支援を引き継ぎ、支援を充実させていくためには、その年度に担任した教員だけでなく、校内で組織的に、継続して支援を行っていくことが重要であり、各校での校内支援体制の構築や整備、活性化が推進されることをめざす。

令和7年度  
第2回滋賀県  
特別支援教育  
支援委員会

# 高等学校特別支援教育推進事業 について



**Mother Lake  
Goals**

変えよう、あなたと私から

滋賀県教育委員会事務局  
特別支援教育課

# I 高等学校特別支援教育推進事業について

## 高等学校特別支援教育推進事業

### 現状

R6実態調査より（R6.9.1時点）

H19	0.84%	(278人)	9.1倍 1,884人増加 1.1倍 134人増加
R5	7.21%	(2,028人)	
R6	7.62%	(2,162人)	

高等学校において、発達障害等により特別な教育的支援を必要とする生徒の割合はさらに増加している。

作成率・活用率 (%)		参考 R6 中学校 活用率 (%)
個別の教育支援計画作成率	97.4	
個別の指導計画作成率	95.9	
個別の教育支援計画活用率	25.8	54.8
個別の指導計画の活用率	48.8	97.9

R5年度と比べ、個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成率は上昇している。活用率は中学校に比べて非常に低い状況がある。

### 課題

- 作成した個別の教育支援計画および個別の指導計画の活用を促進する。
  - ・前籍校からの確実な引継ぎの実施
  - ・個別の特別な教育的ニーズに応じた指導支援の実施
  - ・卒業後の進路先への引継ぎも含めた切れ目ない支援の実現
- 発達障害等に対する理解促進と、支援方法に関するスキルアップを図る。
- 特別な支援を必要とする生徒に対し、組織で対応する校内支援体制を充実させる。

### 高等学校特別支援教育支援員の配置

障害により特別な教育的配慮を必要とする生徒の在籍する県立高等学校に支援員を配置する。

〈配置実績〉

- R4 14人（生活介助：6人、学習支援：8人）
- R5 16人（生活介助：7人、学習支援：9人）
- R6 16人（生活介助：7人、学習支援：9人）

〈業務内容〉

- ・学校が作成する個別の教育支援計画等に基づき、生活介助や学習支援等を行う。
- ・移動や更衣等の介助
- ・実験・実習授業時の安全確保等

### 目的

高等学校に在籍する障害のある生徒が安心・安全を確保しながら充実した学校生活を送るとともに、当該生徒以外の生徒に対する障害理解を促すことにより、障害のある生徒と障害のない生徒が共に学びあうインクルーシブ教育システムの構築を目指す。

### ユニバーサルデザインの視点に立った授業づくりに係る研究

困難を抱えた生徒を含むすべての生徒が理解を深めることのできる授業づくりを行う

〈研究内容〉

- ・県立高等学校1校において研究を実施。
- ・授業研究会の実施、内容の共有
- ・高等学校特別支援教育スーパーバイザーおよび巡回指導員の派遣による指導助言

### 目的

誰一人取り残さず、必要な資質・能力を育成し、個性を生かしていくことを大切にすることですべての生徒の学びを保障する。

### 高等学校特別支援教育巡回指導員の派遣

3年間ですべての県立高等学校に巡回指導員を派遣し、指導助言を行う。また、年間1回程度高等学校特別支援教育スーパーバイザーを派遣する。

〈派遣対象校と回数〉

1年あたり15校を基本とし、年間6回程度指導助言を行う。

〈内容〉

- ・特別支援教育の専門性向上に関する指導
- ・個別の教育支援計画および個別の指導計画の作成および活用に関する指導
- ・校内支援体制の整備に関する指導
- ・県立特別支援学校のセンター的機能との協働による対象校への指導等

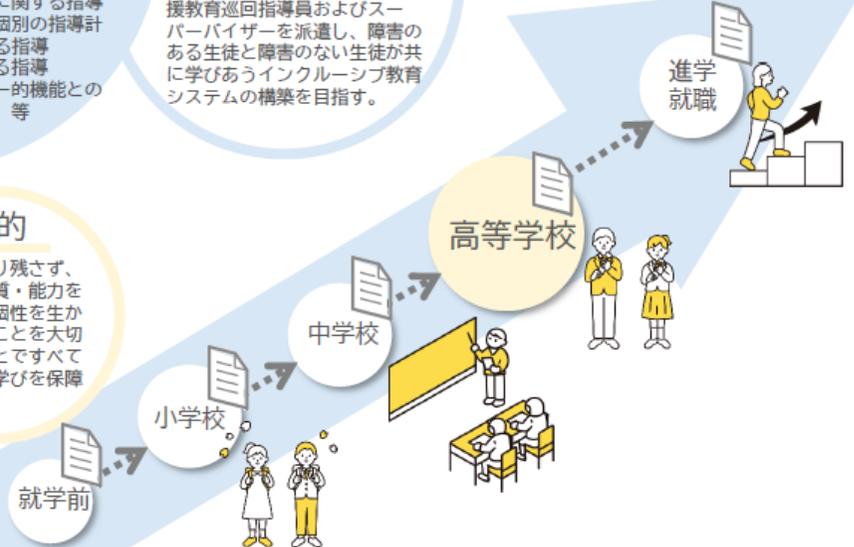
### 目的

校長のリーダーシップのもと、特別支援教育コーディネーターを核とした学校全体での特別支援教育の充実に向けた取組の促進を図るため、高等学校特別支援教育巡回指導員およびスーパーバイザーを派遣し、障害のある生徒と障害のない生徒が共に学びあうインクルーシブ教育システムの構築を目指す。

卒業後の社会的自立  
に向けた指導と支援

個別の教育支援計画等を活用した  
切れ目ない支援の実現

進学  
就職



# 高等学校特別支援教育 巡回指導員の派遣について

## 2 巡回指導員の派遣について

	H26～H28	H29～R4	R5～R7
事業名	高等学校における 特別支援教育専門性向上事業 (巡回チーム派遣事業)	高等学校特別支援教育推進事業 (巡回指導員の派遣)	
趣旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別な教育的支援を受ける必要がある生徒に対する指導力の向上</li> <li>・個別の教育支援計画および個別の指導計画の作成・活用促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員の指導力向上</li> <li>・個別の教育支援計画および個別の指導計画の作成とその活用の促進</li> </ul>	
指導助言	巡回チーム (SV + 指導主事)	巡回指導員	
対象校	全校 51校 / 3年	派遣希望校 10校程度 / 年	全校 51校 / 3年
派遣回数	6回 / 年	10回程度 / 年	6回程度 / 年

ユニバーサルデザインの  
視点に立った授業づくり  
に係る研究について

# 3 UDの視点に立った授業づくりに係る研究について



特別な教育的支援を受ける必要があると校内委員会において判断された生徒数と在籍率  
(H27～R6)

# 3 UDの視点に立った授業づくりに係る研究について

## 高等学校特別支援教育推進事業

### 現状

R6実態調査より (R6.9.1時点)

H19	0.84%	(278人)	9.1倍 1,884人増加 1.1倍 134人増加
R5	7.21%	(2,028人)	
R6	7.62%	(2,162人)	

高等学校において、発達障害等により特別な教育的支援を必要とする生徒の割合はさらに増加している。

作成率・活用率 (%)		参考 R6 中学校 活用率 (%)
個別の教育支援計画作成率	97.4	
個別の指導計画作成率	95.9	
個別の教育支援計画活用率	25.8	54.8
個別の指導計画の活用率	48.8	97.9

R5年度と比べ、個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成率は上昇している。活用率は中学校に比べて非常に低い状況がある。

### 課題

- 作成した個別の教育支援計画および個別の指導計画の活用を促進する。
  - ・前籍校からの確実な引継ぎの実施
  - ・個別の特別な教育的ニーズに応じた指導支援の実施
  - ・卒業後の進路先への引継ぎも含めた切れ目ない支援の実現
- 発達障害等に対する理解促進と、支援方法に関するスキルアップを図る。
- 特別な支援を必要とする生徒に対し、組織で対応する校内支援体制を充実させる。

### 高等学校特別支援教育支援員の配置

障害により特別な教育的配慮を必要とする生徒の在籍する県立高等学校に支援員を配置する。

- 〈配置実績〉
- R4 14人 (生活介助: 6人、学習支援: 8人)
  - R5 16人 (生活介助: 7人、学習支援: 9人)
  - R6 16人 (生活介助: 7人、学習支援: 9人)

- 〈業務内容〉
- ・学校が作成する個別の教育支援計画等に基づき、生活介助や学習支援等を行う。
  - ・移動や更衣等の介助
  - ・実験・実習授業時の安全確保等

### 高等学校特別支援教育巡回指導員の派遣

3年間ですべての県立高等学校に巡回指導員を派遣し、指導助言を行う。また、年間1回程度高等学校特別支援教育スーパーバイザーを派遣する。

- 〈派遣対象校と回数〉
- 1年あたり15校を基本とし、年間6回程度指導助言を行う。
- 〈内容〉
- ・特別支援教育の専門性向上に関する指導
  - ・個別の教育支援計画および個別の指導計画の作成および活用に関する指導
  - ・校内支援体制の整備に関する指導
  - ・県立特別支援学校のセンター的機能との協働による対象校への指導 等

### 目的

校長のリーダーシップのもと、特別支援教育コーディネーターを核とした学校全体での特別支援教育の充実に向けた取組の促進を図るため、高等学校特別支援教育巡回指導員およびスーパーバイザーを派遣し、障害のある生徒と障害のない生徒が共に学びあうインクルーシブ教育システムの構築を目指す。

卒業後の社会的自立  
に向けた指導と支援

個別の教育支援計画等を活用した  
切れ目ない支援の実現

### 目的

高等学校に在籍する障害のある生徒が安心・安全を確保しながら充実した学校生活を送るとともに、当該生徒以外の生徒に対する障害理解を促すことにより、障害のある生徒と障害のない生徒が共に学びあうインクルーシブ教育システムの構築を目指す。

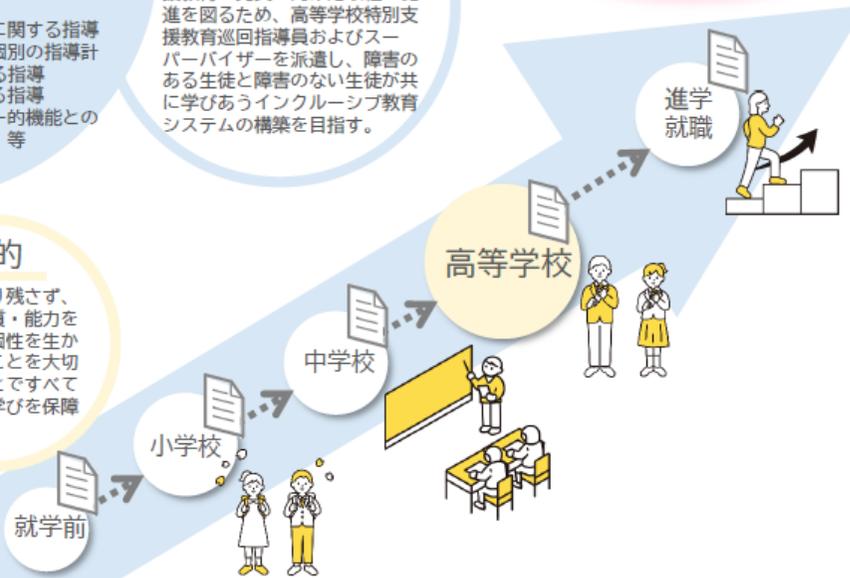
### ユニバーサルデザインの視点に立った授業づくりに係る研究

困難を抱えた生徒を含むすべての生徒が理解を深めることのできる授業づくりを行う

- 〈研究内容〉
- ・県立高等学校1校において研究を実施。
  - ・授業研究会の実施、内容の共有
  - ・高等学校特別支援教育スーパーバイザーおよび巡回指導員の派遣による指導助言

### 目的

一人取り残さず、必要な資質・能力を育成し、個性を生かしていくことを大切にすることですべての生徒の学びを保障する。



# 3 UDLの視点に立った授業づくりに係る研究について

## 研究経過①

### 校内研修

ユニバーサルデザインと  
特別支援教育について

京都教育大学  
佐藤 克敏 教授



udlguidelines.cast.org | © CAST, Inc. 2018 | Suggested Citation: CAST (2018). Universal design for learning guidelines version 2.2 [graphic organizer]. Wakefield, MA: Author.

# 3 UDの視点に立った授業づくりに係る研究について

## 研究経過②

- 他教科の授業参観によりUDの視点から気づいたこと
  - ・ 授業の目標・流れの掲示を板書で行う大切さ
  - ・ 発問の仕方・指示の具体的な出し方
  - ・ ICT機器の活用・ペアワークの活用 等
- 授業改善への助言
  - ・ 生徒の特性に応じること
  - ・ 生徒の学習進度に合わせる  
こと



本時の目標と授業の流れを明示した板書

# 3 UDの視点に立った授業づくりに係る研究について

## 今後の進め方について

八南ユニバーサルデザイン授業展開(案)<sup>①</sup>

		【A】提示(理解)のために多様な方法をデザインする <sup>②</sup>	【B】行動と表現のために多様な方法をデザインする <sup>③</sup>	【C】取り組みのために多様な方法をデザインする <sup>④</sup>
準備 <sup>⑤</sup>	① 板書計画 <sup>⑥</sup>	<input type="checkbox"/> 文字サイズ、色、分量 <sup>⑦</sup>		
	② ワークシート <sup>⑧</sup>	<input type="checkbox"/> UDフォント <sup>⑨</sup>		
	③ 開始 <sup>⑩</sup>	<input type="checkbox"/> チャイムとともに開始 <sup>⑪</sup>		<input type="checkbox"/> チャイムとともに開始 <sup>⑫</sup>
導入 <sup>⑬</sup>	④ 本時の内容の提示(目標・流れ) <sup>⑭</sup>	<input type="checkbox"/> 板書、ホワイトボードの活用 <sup>⑮</sup>		<input type="checkbox"/> 本時の目標と流れを明確にする <sup>⑯</sup>
	⑤ 生徒の状態の確認 <sup>⑰</sup>			<input type="checkbox"/> ベル着、挨拶 <sup>⑱</sup> <input type="checkbox"/> 身だしなみ・机上の整理、期間巡視 <sup>⑲</sup>
展開 <sup>⑳</sup>	⑥ 分かりやすく伝える工夫 <sup>㉑</sup>	<input type="checkbox"/> スライドの利用 <sup>㉒</sup>	<input type="checkbox"/> 端末の利用 <sup>㉓</sup> <input type="checkbox"/> 板書を写す時間の確保 <sup>㉔</sup> <input type="checkbox"/> 指示 <sup>㉕</sup> <input type="checkbox"/> 個別説明が必要な生徒の対応 <sup>㉖</sup>	
	⑦ 生徒が考える内容・活動を入れる <sup>㉗</sup>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> グループワーク、ペアワーク <sup>㉘</sup> <input type="checkbox"/> 端末の活用 <sup>㉙</sup>
	⑧ 学び合い <sup>㉚</sup>			<input type="checkbox"/> 生徒間の教え合い <sup>㉛</sup> <input type="checkbox"/> ゲーム形式でのグループ活動 <sup>㉜</sup>
まとめ	⑨ 振り返り <sup>㉝</sup>			<input type="checkbox"/> 教師の振り返り <sup>㉞</sup>
	⑩ 終了 <sup>㉟</sup>	<input type="checkbox"/> チャイムで終了 <sup>㊱</sup>		<input type="checkbox"/> チャイムで終了 <sup>㊲</sup>

チェックリスト (案)

ユニバーサルデザインの  
視点に立った授業に  
教員全員で取り組める体制づくり

〇〇科(科目名)学習指導案

日時 令和〇年〇月〇日(〇)  
対象 第〇学年〇組(〇名)  
学校名 県立〇〇高等学校  
授業者 教諭 〇〇 〇〇  
会場 〇階〇〇教室

1 単元名  
〇〇

2 単元の目標  
〇〇

3 指導にあたって  
(授業形態の工夫、指導方法の工夫、使用するワークシートやICT機器など教材・教具の活用の工夫について)  
〇〇

4 本時(第〇次 第〇時)

(1) 本時の目標  
〇〇

(2) 本時の展開

段階	学習活動	指導上の留意点	ユニバーサルデザイン		評価規準 評価方法
			項目	具体の指導・支援	
導入					
展開					
まとめ					

(3) 板書計画

5 生徒の実態(個別の指導計画等に基づいて記載)

生徒の障害等名	単元に関わる実態等	必要とする個別の支援等
A		
B		

# 中学生段階における副籍の試行について

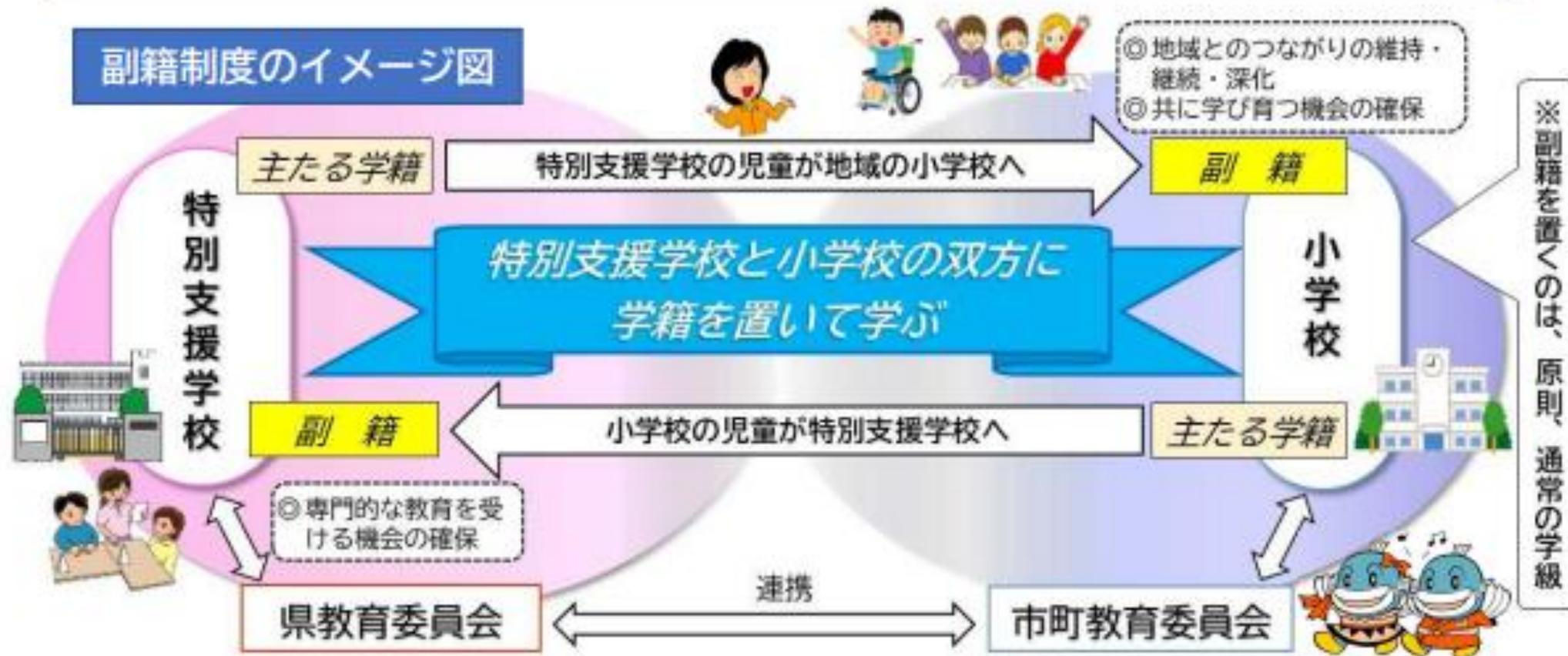
令和8年1月28日(水)



# 副次的な学籍制度について

副籍制度とは、保護者からの申請により、障害のある児童が居住地を通学区域とする小学校（公立小学校および義務教育学校前期課程）と県立特別支援学校の双方に学籍を置き、小学校における「共に学び育つ機会」と県立特別支援学校における「専門的な教育を受ける機会」の両方を実現するための新たな仕組みです。

## 副籍制度のイメージ図





# 中学生段階における副籍の試行実施市町および実施校

## 【特別支援学校に主たる学籍を置き、地域の中学校に副籍を置く場合】

主たる学籍を置く学校（特別支援学校）

副籍校（中学校）

県立長浜養護学校

米原市立伊吹山中学校

県立八日市養護学校

東近江市立玉園中学校

## 【中学校に主たる学籍を置き、特別支援学校に副籍を置く場合】

主たる学籍を置く学校（中学校）

副籍校（特別支援学校）

守山市立守山中学校

県立野洲養護学校

日野町立日野中学校

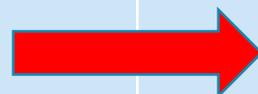
県立聾話学校

# 【特別支援学校に主たる学籍を置き、地域の中学校に副籍を置く場合】

主たる学籍を置く学校（特別支援学校）

副籍校（中学校）

県立長浜養護学校



米原市立伊吹山中学校

## ■成果

- （主籍校）・友だち（集団）の動きに意識を向けながら、気持ちを崩すことなく最後まで歩くことができた。
- （副籍校）・友だちの様子や行動に目を向けながら、障害に関係なく、共に過ごすことの楽しさや、相手を思いやることの大切さを実感し、温かく見守ることができた。
- ・副籍交流実施に先立って、教職員対象の人権研修会や副籍説明会を行ったことで、教職員にインクルーシブ教育システム構築への理解を促すことができた。

## ■課題

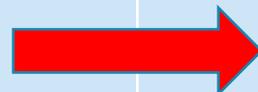
- （主籍校）・中学校から新規で副籍に参加する生徒および当該クラスへのアプローチの仕方について。
- ・今回は副籍校が小規模校であったが、大規模校でも同じような取組みができるかは要検討。
- （副籍校）・直接交流を行う教科は主に実技教科になりがちであるが、小規模校は担当が臨時教員であることが多く、打合せ時間の調整には工夫が必要。

# 【特別支援学校に主たる学籍を置き、地域の中学校に副籍を置く場合】

主たる学籍を置く学校（特別支援学校）

副籍校（中学校）

県立八日市養護学校



東近江市立玉園中学校

## ■成果

- （主籍校）・中学校の授業の雰囲気を感じることができたのは本人、保護者にとって良い経験となった。
- （副籍校）・交流後のアンケートに、当該生徒が頑張っていたこと、次回の交流に向けて一緒にしたいことや関わり方において工夫したいことなどが記載されており、生徒それぞれが、当該生徒のことを理解しようとしている様子がうかがえた。

## ■課題

- （主籍校）・中学校は教科担任制のため、学級担任だけではなく、交流する教科担当教員とも打合せが必要となり、業務が小学校の副籍よりも多くなってしまった。
- （副籍校）・副籍交流に対する保護者の願いや期待が大きいが、回数、内容を含め無理のない副籍交流を提案できるようにしていく必要がある。
- ・中学校の通常の学級の教育課程の中で特別支援学校の生徒が学習するには通常の学級の生徒と同じことをさせようとするのではなく、学習目標が異なる場合もあることを、教員、保護者、生徒が理解することが必要。

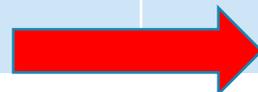
# 【地域の中学校に主たる学籍を置き、特別支援学校に副籍を置く場合】

主たる学籍を置く学校（中学校）

副籍校（特別支援学校）

守山市立守山中学校

県立野洲養護学校



## ■ 成果

- （主籍校）・当該生徒にとっては、同じ障害の仲間がいるという体験や、障害に対する支援の工夫に気づくことができた。
- （副籍校）・特別支援学校の生徒にとっては、同年代の地域の中学校に通う友達の様子を知る機会となり、視野が少し広がった。

## ■ 課題

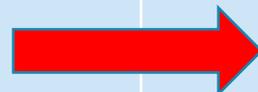
- （主籍校）・中学校は小学校以上に行事やテストなどがあること、また、特別支援学校も入学者選抜などがあることから、日程調整に工夫が必要である。看護師の引率が必要な場合、日程調整はさらに難しくなる。
  - ・該当生徒が準ずる教育課程の場合、副籍実施日の授業フォローが必要。
  - ・担任が自学級以外での授業を持っている場合、引率においては校内で調整が必要となる。
- （副籍校）・障害の種別は同じでも発達段階が異なると、副籍交流授業の組み立てには工夫が必要である。

# 【地域の中学校に主たる学籍を置き、特別支援学校に副籍を置く場合】

主たる学籍を置く学校（中学校）

副籍校（特別支援学校）

日野町立日野中学校



県立聾話学校

## ■成果

- （主籍校）
- ・ 中学校に入学してからの障害に起因する生徒の困りごとの要因やその見立て等について特別支援学校から助言があったことにより、担任の関わりや支援において、意識の変容と改善が図れた。
  - ・ 中学校入学前に、町教育委員会と小学校の方で、副籍についての方針や内容、申し合わせ事項などの打合せをしていたので、スムーズにスタートできた。

## ■課題

- （主籍校）
- ・ 思春期段階においては、違う学校へ行くことに対して抵抗、不安、気恥ずかしさがある場合もある。

## ■今後に向けて副籍校より

- ・ 直接交流ありきの副籍ではなく、生徒の状況に合わせ、3年間を見通しての長期的な目標としていく。

# まとめ

## 【次年度について】

- ・今年度副籍を試行した4事例については、令和8年度も継続の予定
- ・次年度新たに試行いただく市町および学校については調整中

## 【検証すべき課題】

- ・直接交流を行うことが可能な教科や方法の検討および教育課程のすり合わせ方について
- ・打合せ時間や引率体制の確保について
- ・地域の中学校教職員への事前説明および在籍生徒への事前・事後学習について（市町教育委員会との連携も含む）

## 切れ目ない支援体制の構築について

令和7年度特別支援教育に係る実態調査の結果について

個別の教育支援計画と個別の指導計画の  
作成ならびに活用の状況

## 令和7年度 特別支援教育に係る実態調査結果(滋賀県)

■通常の学級に在籍する児童生徒で、発達障害（LD、ADHD、高機能自閉症等）により、特別な教育的支援を受ける必要があると校内委員会において判断した児童生徒の割合（診断の有無は問わない）

	R7確定値	R6確定値	R5確定値	R4確定値
小学校	15.49%	14.80%	13.58%	13.41%
中学校	12.95%	12.53%	12.58%	12.01%
小中学校 計	14.61%	14.03%	13.25%	12.94%
高等学校	6.90%	7.62%	7.21%	7.17%

# 個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成率・活用率について

			第4期 教育振興 基本計画 目標	内 容
作成率	個別の 教育支援計画	作成率		公立小中高等学校の通常の学級における特別な教育的支援を必要とする児童生徒のうち、計画の作成が必要な児童生徒数を分母として、実際に作成されている割合
	個別の 指導計画	作成率		
活用率	引継ぎ資料	引継 活用率		入学時に引き継ぎのあった個別の教育支援計画等の内容を全職員（または学年）で確認・共有し、1学期（6月末まで）に支援を開始できている
	個別の 教育支援計画	連携率	○	個別の教育支援計画を作成している児童生徒のうち、保護者（年齢・発達段階に応じて本人も含む）および関係機関と個別の教育支援計画の作成や評価にかかる連携を行っている
	個別の 指導計画	作成 活用率	○	作成した個別の指導計画に基づき、8月末までに支援を開始している
		参画率		個別の指導計画を作成している児童生徒のうち、保護者（年齢・発達段階に応じて本人も含む）に提示しながら、個別の指導計画の目標の設定や支援の評価を実施している

**個別の教育支援計画 活用率**

**個別の指導計画 活用率**

# 令和7年度 特別支援教育に係る実態調査結果(滋賀県)

## 作成率

### ■個別の教育支援計画作成率《児童生徒数の割合》

	R7確定値	R6確定値	R5確定値	R4確定値	全国R5
小学校	99.9%	99.8%	99.4%	98.2%	83.3%
中学校	99.8%	100%	99.6%	98.7%	84.2%
高等学校	95.7%	97.4%	95.8%	88.0%	81.5%

### ■個別の指導計画作成率《児童生徒数の割合》

	R7確定値	R6確定値	R5確定値	R4確定値	全国R5
小学校	99.9%	100%	99.9%	100%	88.8%
中学校	99.7%	100%	100%	100%	86.5%
高等学校	92.3%	95.9%	94.2%	88.9%	82.5%

# 令和7年度 特別支援教育に係る実態調査結果(滋賀県)

## 活用率

### ■個別の教育支援計画活用率

### 連携率

### ■個別の指導計画活用率

### 作成活用率

	R7確定値	R6確定値
小学校	56.8%	73.2%
中学校	38.8%	54.8%
高等学校	19.0%	25.8%

	R7確定値	R6確定値
小学校	97.4%	97.8%
中学校	97.5%	97.9%
高等学校	78.9%	48.8%

# 令和7年度 特別支援教育に係る実態調査結果(滋賀県)

## 連携先と内容における割合

		医療	発達支援センター・課・室等	県子ども家庭相談センター、市町家庭児童相談室等	障害福祉関係課、保健所等、その他保健・福祉行政	福祉サービス(放課後等デイサービス等)	県総合教育センター教育相談、心の教育相談センター、少年センター等	特別支援学校	前籍学校(保育園、幼稚園、小学校等)	労働関係(ハローワーク、働き・暮らし応援センター等)
小学校 (220校)	(ア)作成や評価の場への同席	8.18%	14.09%	5.00%	1.82%	2.73%	0.91%	2.27%	3.64%	0.45%
	(イ)検査結果の説明や助言等を受け、個別の教育支援計画に反映	71.36%	82.73%	32.27%	13.64%	15.45%	9.09%	18.18%	33.18%	0.45%
	(ウ)ケース会議等で個別の教育支援計画の内容を共有	29.55%	44.55%	34.09%	17.73%	16.36%	5.45%	9.55%	16.82%	0.45%
中学校 (98校)	(ア)作成や評価の場への同席	8.16%	14.29%	4.08%	2.04%	1.02%	3.06%	3.06%	3.06%	0.00%
	(イ)検査結果の説明や助言等を受け、個別の教育支援計画に反映	57.14%	69.39%	18.37%	12.24%	10.20%	12.24%	16.33%	34.69%	0.00%
	(ウ)ケース会議等で個別の教育支援計画の内容を共有	23.47%	44.90%	34.69%	24.49%	13.27%	18.37%	15.31%	23.47%	3.06%
高等学校 (306人)	個別の教育支援計画を作成している児童生徒のうち、保護者(年齢・発達段階に応じて本人も含む)および関係機関と個別の教育支援計画の作成や評価にかかる連携を行っている	16.67%	53.92%	16.99%	6.86%	4.90%	6.54%	16.01%	10.46%	7.52%

# 令和7年度 特別支援教育に係る実態調査結果(滋賀県)

## 特別支援教育に係る校内委員会の活動内容

	小学校 (220校)	中学校 (98校)
①支援が必要な児童生徒のアセスメント	96.82%	91.84%
②支援が必要な児童生徒についての共通理解	98.18%	97.96%
③支援方針や支援内容の検討	98.64%	96.94%
④支援状況の評価・共通理解	94.09%	89.80%
⑤研修計画の検討	41.36%	35.71%

## 今後の取組について

- 両計画の作成については、引き続き、必要な支援が実施され、切れ目なく引き継がれるための重要なツールとして、両計画の作成の推進に努める。
- 個別の教育支援計画の活用については、必要な連携が十分に図れているか、確認を進めるとともに、引き続き、連携に係る校内体制を整えることや連携に活用できる個別の教育支援計画とするために、内容を充実させるための取組の推進や、連携の好事例等について市町教委との共有を進める。
- 個別の指導計画の活用については、作成した指導計画の内容が、早い時期から指導・支援に活かせるよう、校内体制で取り組むことを推奨していく。

## 第1章 計画の考え方

### 1 策定の趣旨

平成27年3月策定の「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン(基本ビジョン)」「(同)実施プラン」が令和7年度末で終期を迎える。本計画は、「基本ビジョン」「実施プラン」を、令和5年12月に策定された第4期滋賀県教育振興基本計画に準じて見直しを行い、成果と課題を踏まえ、重なる部分を整理し、1つの計画として策定する。

### 2 計画の位置づけ

滋賀県教育振興基本計画を上位計画とし、すべての学校園等における特別支援教育に関する基本的な計画とする。

### 3 計画期間

令和8年度(2026年度)から令和12年度(2030年度)までの5年間とする。

## 第2章 滋賀のめざす特別支援教育

### 1 基本理念

障害のある子どもが十分な教育を受けられるよう、教育の充実を図るとともに、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学び合うことにより、「地域で共に生きていくための力」を育てる。

### 2 本県特別支援教育のめざす姿

- 障害のある子どもも障害のない子どもも、地域で共に生きていくために必要となる社会生活能力を身に付け、社会的・職業的に自立し社会参加できる。
- 障害のある子ども一人ひとりが、義務教育の段階においては「地域で学ぶ」ことを基本とし、就学後の成長や学習課題の進展等により、その教育的ニーズに応じた学びの場を柔軟に選択することができる。
- 「(地域で)共に学ぶ」ことにより、様々な力を持つすべての子どもたちが、障害のあるなしにかかわらず、互いの違いやよさ等を認め合うことができ、地域社会の一員として心豊かに成長できる。

## 第3章 滋賀の特別支援教育の現状と課題

### 特別な教育的支援を必要とする児童生徒の状況

特別支援学校  
16校 2,416人

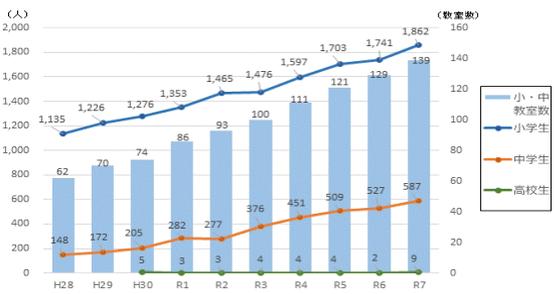
特別支援学級  
小学校 870学級  
中学校 368学級  
6,290人

専門的な指導・支援への評価  
保護者の期待の高まり

通級による指導  
小学校105教室  
中学校 34教室  
高等学校 2校  
2,458人

通常の学級  
特別な支援を必要とする児童生徒  
小中学校10%台前半  
高等学校7%程度

### 通級による指導を受けている児童生徒数と小・中学校通級指導教室数の推移



### 本県における課題

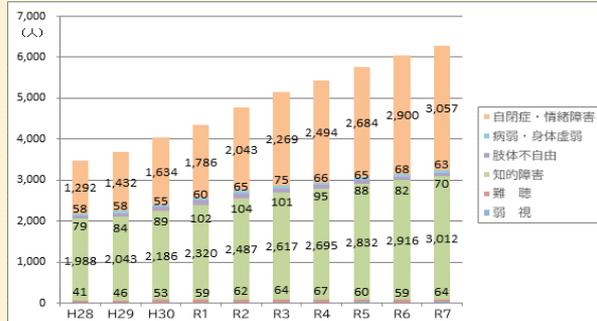
すべての学校園において

- 切れ目ない支援の引き継ぎ
- 関係機関と連携した活用
- 授業のUD化、ICTの活用

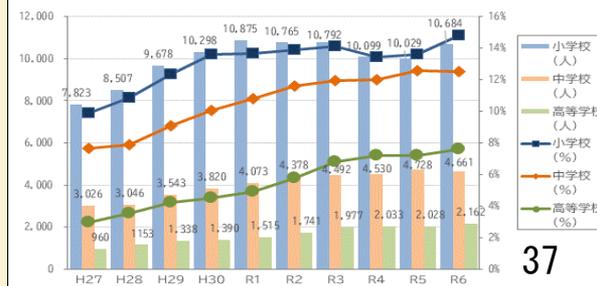
- 組織的な支援体制
- 専門性の向上
- 多様な学びの機会

- 市町の就学先決定の仕組みづくり
- 適切な情報提供
- 早期からの適切な支援

### 小中学校特別支援学級在籍者数の推移(障害種毎)



### 公立小中高等学校の通常の学級における特別な支援を必要とする児童生徒の状況



# (仮称)滋賀県特別支援教育推進計画 概要版(原案)

## 第4章 今後の方向性と具体の施策 ～3本柱と6つの観点～

### 共に学ぶ

#### 柱1 夢と生きる力を育む

##### 観点① 個別最適な学びと実態に応じた指導・支援の充実

- 障害のある子ども一人ひとりの能力の伸長と豊かな成長をめざして、各学校園における発達段階に応じた指導の充実と改善を図る。
  - (1)各発達段階に共通した事項
    - ・個別の教育支援計画・個別の指導計画の活用
    - ・引継ぎによる切れ目ない指導・支援
  - (2)各校園における個に応じた指導・支援の充実
    - ・適切な合理的配慮の提供
    - ・ICTの効果的な活用
    - ・ユニバーサルデザインの視点に立った授業づくり

##### 観点② 社会的・職業的自立に向けたキャリア教育の推進

- 障害のある子どもが、日常生活上や社会生活上の技能・習慣を身に付け、社会参加のための知識や技能および態度を養うことができるよう、社会的・職業的自立に向けた指導を展開する。
  - (1)早期からの小中高一貫したキャリア教育の実施
  - (2)卒業後の生活を見据えた職業教育の充実
    - ・働く意欲と基礎的な技能を高めるしがごと検定
    - ・しがごと応援団の活用

#### 柱2 学びの基盤を支える

##### 観点③ すべての教職員の資質・専門性の向上

- 障害のある子どもの障害の状態や教育的ニーズに応じたきめ細かな指導ができるよう、教員の指導力や専門性を向上させる。
  - 全ての学校園等における教員研修を充実させるとともに、各学校間の人事交流を促進する。
    - (1)管理職のマネジメント力の強化と組織的対応
    - (2)特別支援学校・特別支援学級・通級による指導等の担当教員の専門性向上
    - (3)専門性向上に係る研修・研究の充実

##### 観点④ 多様な学びの機会の確保と教育環境の整備・充実

- 基礎的な教育環境を整えるとともに、子ども一人ひとりの障害の状況に応じた合理的配慮を提供する。
  - (1)共に学ぶための仕組みづくり
    - ・副籍制度の推進
    - ・特別支援学校「分教室」の設置に関する研究
  - (2)各校における体制整備と環境整備
    - ・支援員・看護職員の配置
    - ・県立高等学校における通級による指導の充実
    - ・新設する県立特別支援学校の整備

#### 柱3 みんなで学びに関わる

##### 観点⑤ 適切な就学相談の推進

- 子ども一人ひとりの障害に応じた望ましい学びの場が柔軟に選択できるよう、適切な就学相談・進路相談を実施する。
  - 就学前から学校を卒業するまでの発達段階に応じた一貫した指導・支援の充実をめざす。
    - (1)適切な就学相談システムの推進
    - (2)早期からの適切な支援の提供と、適切な就学や進路選択
    - (3)総合教育センターの相談支援機能の強化

##### 観点⑥ 関係機関との連携による切れ目ない支援の充実

- インクルーシブ教育システムの構築に向け、県と市町が各々役割分担しながら、円滑な実施に向け、連携協力して取り組む。
  - 保健・医療、福祉、労働等の関係機関や、家庭・地域、また企業等との連携協力により、学校卒業後の自立までを見据えた幅広い教育的支援を実現する。
    - (1)県と市町との連携
    - (2)家庭や地域、関係機関、企業等との連携
    - (3)保健・医療、福祉、労働等の行政機関や事業所との在学中からの連携
    - (4)卒業後の進路先・就労先等への支援の引継ぎ

## 第5章 計画の進行管理と評価指標

### 進行管理の実施

本計画の着実な推進を図るため、計画の柱・観点ごとに評価指標を設定し、毎年度の実績を確認することで、各施策の進行管理を行う。年度ごとの実績は、滋賀県特別支援教育支援委員会に報告し、医師・学識経験者や教育関係者等の見解を得ながら、評価を行う。評価にあたっては、実績の数値に着目するだけでなく、評価指標とともに示すあるべき姿も参考にして、総合的な観点から検討を行う。また、これらの評価は、次年度以降の施策や取組の改善に反映させるとともに、必要に応じて、計画の見直しにつなげていく。